

大阪広域環境施設組合規則第3号

大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（平成27年規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(災害の報告)</p> <p>第4条 職員について、公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合は、事務局長は、その指定する職員又は災害を受けた職員に、公務災害発生届又は通勤災害発生届（第1号様式）を速やかに実施機関に提出させなければならない。<u>災害を受けた職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）</u>からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第4条 職員について、公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合は、事務局長は、その指定する職員又は災害を受けた職員に、公務災害発生届又は通勤災害発生届（第1号様式）を速やかに実施機関に提出させなければならない。<u>死亡した職員の遺族</u>からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p>
<p>(認定及び通知)</p> <p>第5条 実施機関は、前条の規定による<u>届出</u>を受理したときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴いて、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に公務災害補償通知書又は通勤災害補償通知書により通知しなければならない。</p>	<p>(認定及び通知)</p> <p>第5条 実施機関は、前条の規定による<u>届</u>を受理したときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴いて、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に公務災害補償通知書又は通勤災害補償通知書により通知しなければならない。</p>

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

[(1)~(5) 略]

(補償の請求方法)

第12条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、第2号様式から第11号様式までによる補償請求書を、事務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、第7条に規定する指定医療機関又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

別表（第6条関係）

[[表 別紙2 挿入]]

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、災害を受けた職員又は死亡した職員の遺族にその旨を通知しなければならない。

[(1)~(5) 同左]

(補償の請求方法)

第12条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、第2号様式から第11号様式までによる補償請求書を、職員の勤務する所属（職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した所属）の長を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、第7条に規定する指定医療機関又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

別表（第6条関係）

[[表 別紙1 挿入]]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額（大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例（平成27年条例第40号）第5条に規定する補償基礎額をいう。以下同じ。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

[別表（第6条関係） 別紙1]

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,981 円	13,342 円
20歳以上25歳未満	5,543 円	13,342 円
25歳以上30歳未満	6,051 円	14,157 円
30歳以上35歳未満	6,475 円	17,104 円
35歳以上40歳未満	6,783 円	19,320 円
40歳以上45歳未満	7,031 円	21,235 円
45歳以上50歳未満	7,086 円	23,266 円
50歳以上55歳未満	6,995 円	25,503 円
55歳以上60歳未満	6,543 円	25,515 円
60歳以上65歳未満	5,315 円	20,511 円
65歳以上70歳未満	3,970 円	14,980 円
70歳以上	3,970 円	13,342 円

[別表（第6条関係） 別紙2]

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081 円	13,384 円
20歳以上25歳未満	5,589 円	13,384 円
25歳以上30歳未満	6,164 円	14,322 円
30歳以上35歳未満	6,577 円	17,163 円
35歳以上40歳未満	6,854 円	19,407 円
40歳以上45歳未満	7,070 円	21,601 円
45歳以上50歳未満	7,208 円	22,760 円
50歳以上55歳未満	7,090 円	25,308 円
55歳以上60歳未満	6,583 円	25,093 円
60歳以上65歳未満	5,420 円	20,870 円
65歳以上70歳未満	3,970 円	15,258 円
70歳以上	3,970 円	13,384 円